

2025（令和7年）

# 造園協便り

4. 5. 6月

第219号

一般社団法人 秋田県造園協会

## I (一社) 日造協秋田県支部通常総会について



令和7年5月20日（火）午後3時からアキタパークホテルにおいて、  
第45回日造協秋田県支部総会（支部長：佐々木創太氏）が開催されました。  
(会員18名、本人出席11名、委任状7名)

提出議案については、満場一致で承認されました。

議 事：議案第1号 令和6年度事業報告について  
議案第2号 令和6年度収支決算について

報告事項：(1) 令和7年度事業計画について  
(2) 令和7年度収支予算について  
(3) 総会議決事項の委任について  
(4) その他

## II (一社) 造園連秋田県支部通常総会について



令和7年5月20日(火)午後4時からアキタパークホテルにおいて、  
第8回造園連秋田県支部通常総会(支部長:佐藤榮氏)が開催されました。  
(会員19名、本人出席10名、委任状9名)

提出議案については、満場一致で承認されました。

議 事 : 議案第1号 令和6年度事業報告について  
議案第2号 令和6年度収支決算について  
議案第3号 監事の補欠について

報告事項 : (1) 令和7年度事業計画について  
(2) 令和7年度収支予算について  
(3) 総会議決事項の委任について  
(4) その他

なお、議案第3号の監事の補欠については、監事である鈴木和男氏((株)香楽園)から代表者変更届が提出されたことから1名の欠員が生じたため、補欠監事を決定いたしました。

新監事 田口和英氏 (桂造園土木(株))

### III 「2025 あきた水と緑の森林祭」へ協会から出展しました！！



毎年開催されている県主催の「2025 あきた水と緑の森林祭」（令和7年6月7日（土）、男鹿駅周辺広場（男鹿市））イベントに、造園協会からも出展しました。

ご協力いただきました会員の皆様に感謝いたします。

#### ◆出展内容について

##### 1) 苗木の無償配付

3種類の苗木合計100本を用意しました。（日光キスゲ、シモツケ、西洋アジサイ）

##### 2) アンケートの実施

苗木をプレゼントしたお客様からアンケートへ協力してもらいました。

##### 3) 園芸相談コーナー

庭木の管理の仕方などについてお客様からの相談にお答えしました。

### IV 造園技能検定（実技）受検準備講習会を開催しました

令和7年度造園技能検定の受検者を対象に、造園協会主催による受検準備講習会を開催しました。

#### ◆実技講習：令和7年6月24日（火）～25日（水）9:00～16:00

場 所：秋田市向浜「秋田県職業能力開発協会」

講 師：佐々木大氏（有）ササヤス、山崎和生氏（山崎竹材商店）

玉尾春樹氏（有）玉尾造園土木、永澤洋也（株）木村造園

受講者：1級 3名、2級 2名



### 協会関連行事

4月 8日 (火)	秋田県林業トップランナー養成研修開講式 (代表のみ)		
4月 17日 (木)	第1回企画・技術委員会	林泉会館	佐々木委員長他
4月 22日 (火)	日造協秋田県支部監査、幹事会 造園連秋田県支部監査、理事会	林泉会館 林泉会館	佐々木支部長他 佐藤支部長他
4月 23日 (水)	秋田市役所関係部局あいさつ回り	秋田市役所	秋田市支部長他
4月 30日 (水)	第3回三役会議、第2回理事会	林泉会館	会長他
5月 10日 (土)	緑の募金街頭キャンペーン	秋田市	佐藤副会長
5月 20日 (火)	日造協秋田県支部通常総会 造園連秋田県支部通常総会	秋田市 秋田市	佐々木支部長他 佐藤支部長他
5月 21日 (水)	県関係部局あいさつ回り	県庁	会長他
5月 22日 (木)	造園連通常総会	東京都	
5月 23日 (金)	全国育樹祭秋田県実行委員会設立総会	秋田市	佐々木副会長
5月 27日 (火)	日造協総支部長・支部長合同会議	岐阜県	佐々木支部長
6月 2日 (月)	日造協東北総支部通常総会 東北地区緑化団体協議会総会	仙台市 仙台市	佐々木支部長 佐々木支部長
6月 4日 (水)	第4回三役会議	林泉会館	会長他
6月 7日 (土)	2025あきた水と緑の森林祭 (男鹿市「男鹿駅周辺広場」)	事務局	
6月 10日 (火)	第1回総務・経理委員会	林泉会館	正木委員長他
6月 23日 (月)	第4回三役会議 穂積志前秋田市長感謝の会	林泉会館 秋田市	会長他 事務局
6月 24日 (火) ~ 25日 (水)	造園技能検定受験準備講習会 (実技)	秋田市	事務局
6月 26日 (木)	日造協通常総会	東京都	
6月 28日 (土)	造園連「庭園のわざと仕事セミナー」	奈良県	

### 7月以降の行事予定

7月 3日 (木)	日造協造園技術フォーラム	大阪市
7月 25日 (金)	秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会	秋田市
7月 30日 (水)	造園技能検定受験準備講習会 (学科)	林泉会館
9月 5日 (金)	日造協全国事務局連絡会議	東京都
10月 25日 (土) ~ 26日 (日)	グリーン&フラワーフェスティバル	千秋公園
10月 30日 (木)	全県花だんコンクール表彰式	秋田市
11月 17日 (月)	(一社)秋田県造園協会50周年記念祝賀会	キャッスルホテル

## お知らせ

### ☆ 造園連本部会費改正のお知らせ

○造園連本部より下記の通り会費改正のお知らせが届いております

組合員の皆様におかれましては当協会の活動及び運営にご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

さて、令和7年5月22日開催の令和7年度通常総会におきまして、令和8年度より造園連組合員の会費を現状の月1,250円から月2,250円に値上げすることが承認されました。

当連合会は前回の会費値上げから30年以上、会費を据え置いておりましたが、組合員サービスの更なる充実と今後の当連合会の安定的な運営を鑑みて、会費値上げについて総会にて審議を行い承認いただいた次第です。

組合員の皆様におかれましては様々な面で大変な状況と拝察し、このような時期に会費値上げを行うことは大変に心苦しいのですが、上記の状況をご理解いただき、何卒ご協力賜りますようお願いいたします。

#### 1. 会 費

月額：現在 1,250円 → 改定後 2,250円

年額：現在 15,000円 → 改定後 27,000円

#### 2. 改定実施年度

令和8年度（令和8年4月1日～）から

☆ 県からのお知らせについて

○秋田県建設部より

- ・秋田県コンクリート製品協会工場認定制度を活用した書類簡素化の運用について  
(4/1)
- ・建設工事等における随意契約の取り扱いについて等の一部改正について (4/7)
- ・県建設部における相談窓口の設置について (4/10)
- ・令和7年度建設産業人材確保対策加速化支援事業補助金の募集について (4/14)
- ・秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準についての一部改正について (4/24)
- ・公共事業に関する法令遵守について (4/28)
- ・快適トイレ実施要領の改正について (5/9)
- ・ＩＣＴ活用モデル工事（土工）実施の手引き等の改定について (5/19)
- ・秋田県建設工事入札参加者指名停止基準等の一部改正について (5/29)
- ・建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領等の一部改正について (6/26)

○秋田県農林水産部より

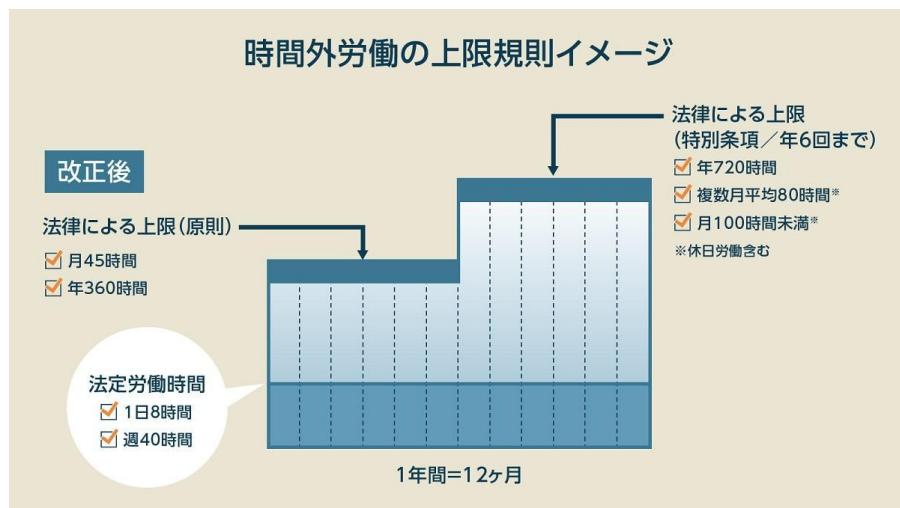
- ・令和7年度農薬危害防止運動の実施について (5/27)

○秋田労働局より

- ・令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について (5/2)
- ・令和7年度における林業の安全衛生対策の推進について (5/16)
- ・令和6年度職場における熱中症の発生状況（確定値）等について (6/18)

## ☆ 建設業の2024年問題

- ◆建設業猶予措置が廃止され、労働基準法における「時間外労働の上限規制」が、2024年4月から建設業にも適用されます。これからは、建設業においても長時間労働の是正に向けた取り組みに注力していく必要があります。



時間外労働というのは、いわゆる残業時間のような法定時間（1日＝8時間、1週間＝40時間）外で労働することを指します。

時間外労働については、例外的に「臨時的な特別の事情がある場合」には、上記の原則以上に時間外労働をさせることができます。

この場合、年間6カ月以内は、時間外労働を年720時間以下、直近2～6カ月平均では80時間以下（休日労働含む）、1カ月だと100時間未満（休日労働含む）にすることができますが、あくまで臨時的なものであるため、年間を通じて行えるわけではないことに注意が必要です。

これまで、建設業の時間外労働については、使用者と労働者の間での時間外労働や休日労働をすることについての協定（これを36（さぶろく）協定といいます）を結んでいれば、時間外労働などの上限自体はありませんでした。

しかし、2024年4月からは、上記で記載した時間を超えることができない仕組みになるというものです。

そして、ここが労働基準法における大きな改正点になるのですが、この労働時間の上限規制を守らなければ、労働基準法第119条違反により「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」に処せられます。

また、労働基準法違反での事案については、インターネット上にて名指しで公表されますので、企業の社会的な信用度が暴落することにもなり、非常に大きなダメージを企業として受ける可能性があります。

## ☆ 「安全衛生特別教育」が必要です

以下の労働者は、特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を受けなければなりません。

- ・墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが 2m 以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

## ☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

すべての三脚に 75 度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第 528 条）違反に問われる可能性があります。



長谷川工業  
「GSC-240T 閉じ止め金具」



ハラックス  
「用心棒」



ピカコーポレーション  
「GM-FS たたまれ止めパイプ」

## ☆ 造園連みどり福祉制度の給付内容の変更について

令和 4 年 3 月 29 日に開催された第 4 回理事会において、みどり福祉制度の今後の運営について検討し、令和 4 年度より以下のように給付内容が変更されました。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

種類	給付金額等	添付書類
① 死亡給付金	10,000 円	住民票 1 通、又は死亡通知・会葬礼状でも可
② 災害見舞金 地震・火災 風水害	10,000 円	公的機関の証明書 1 通、又は造園連指定の確認書でも可
③ 事業継承 勇退感謝状	感謝状	各種変更届（様式第 4 号）

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、  
ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>

### **ユーザーの皆様へ 造園ワンポイント情報**

#### ○ 「ぬかみそと鉢はときどきかきまわせ」

草花を育てていると、その生長がうれしく毎朝の水やりにも心がこもります。でも水やりだけで、草花が順調に育つわけではありません。時に土を触ってみると表面がかたくなっていることがあります。土は草花を育てる上で栄養や水分などを補給するための土台となる物です。きちんと管理する必要があるでしょう。

土の管理というと、まず思い浮かぶのが肥料を与えることですが、それだけではありません。酸素をたっぷり含んだ通気性のある土ではなくてはなりません。

土の表面がかたくなっているときは、土をほぐしてやりましょう。先のとがったシャベルなどで掘り起こします。そういうトラブルがなくても、年に二回くらいは土を掘り起こし、肥料や土壤改良剤を混ぜてやる必要があります。ときにはぬかみそをかきまわすように鉢の土もかき回して、かたまりをほぐしたり、土をふるいにかけたりして、空気の流通をよくしてやりましょう。酸素不足は、植物の炭酸同化作用や呼吸作用を鈍らせます。

(造園連：庭師の知恵ことわざ辞典より)